

## 第9回厚生文教常任委員会会議記録

開 閉 会 日 時	令和2年8月25日（火曜） 午前10時00分 開会			
	休憩 10:25-10:27, 11:10-11:11			
	午前11時12分 閉会			
	休憩時間： 0時間06分		会議時間： 1時間06分	
会議場所	役場3階 第1委員会室			
出席委員 氏 名	委員長 立川 美穂	委員 梶澤 幸治		
	副委員長 渡辺洋一郎	委員 寺町 平一		
	委員 中田智恵子	委員 広瀬 重雄		
	委員 橋本 和仁	委員 常通 直人	議長 早苗 豊	
説明員	企画財政課参事	佐藤 季之	住民生活課長	藤野 元成
	公共施設マネジメント係長	齋藤 錦	住民生活課住民係長	高瀬 義則
	社会教育課長	日下 勝祐		
	スポーツ振興係長	上田 勝哉		
参考人				
欠席委員 氏 名				
事務局職員	事務局長 仲野 裕司	主査 上田 瑞紀		
『会議に付した事件と会議結果など』				
1 開 会 委員長が開会を告げ、事務局から本日の委員会の日程を説明する。				
2 議 件 (1) 調査事項 ア 芽室町営水泳プール等整備事業について 委員長：担当課から説明願う。 企画財政課参事：芽室町営水泳プール建替基本計画に基づき事業者の選定を実施。2者からの応募があり、審査手続きを進めている。4月から現在までの経過について、担当係長から説明する。なお、現在審査中であるため、応募者の提案内容等の詳細については説明を控える。 公共施設マネジメント係長：芽室町営水泳プール等整備事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）7名で審査を行う。うち4名は学識経験者、3名は庁内から。 スケジュールについて、4/13 第1回審査委員会を開催し募集要項等を審査、4/24 プロポーザル実施公告、募集要項・要求水準書等の配布を行った。5/26 参加表明書の受付締切を設け2者から参加表明を受領。7/31 提案書類の受付締切に対し2者から提案書受領。8/11 第2審査委員会で審査・ヒアリング審査について協議した。今				

後は、9/1 第3回審査員会でプレゼンテーション及びヒアリングを行い、9月中に優先候補権者を決定する。今回DBO事業となるため、事業を進めるための契約として基本協定の締結を10月に予定している。指定管理者の選定について、DBOとして相手方が決まっているのでプール、総合体育館、勤労青少年ホームを含めた芽室町全体の社会体育施設等の指定管理として非公募での選定を行っていく。その結果を踏まえ議会に提案、議決を得たら指定管理者基本協定及び年度協定の締結といった流れとなる。本スケジュールにおいて、コロナの影響による変更点は、4月に予定していた公募資料の事業者説明会は中止としたところ。それ以外についてはスケジュールどおり。

募集要件について、参加者の構成は、DBO事業になるためデザインする設計者、ビルドする施行者、オペレートする運営維持管理事業者がグループを組んで手を挙げていただく方式としている。設計者、建設・解体業者、工事管理業務者、維持管理業務事業者の要件は、北海道内での実績があることが要件。運営業務を行う業者については「北海道内」の要件を外し、屋内温水プール施設の運営業務実績があること等とし、これらに基づき参加応募をしていただいていた。

委員長：質疑を行う。

橋本委員：地域集会施設についての整理はどうなったか。

公共施設マネジメント係長：事業者募集において、要求水準書の中で地域コミュニティの活動に係る要件を定めている。基本形計画から変わらず、地域のコミュニティでも使っていただける施設を条件に入れている。

橋本委員：地域住民の声を聴くという機会はあるか。

公共施設マネジメント係長：3月の基本計画策定の段階で、周辺のコミュニティ施設を運営する2つの運営委員会と意見交換会を行った。

常通委員：9/1 審査委員会において2社は参加の意思表示をしているのか。

企画財政課参事：応募事業者には、提案書の提出と7名以内20分間でプレゼンテーションをするよう通知している。委員が評価、点数化し決定する。

常通委員：2者は募集要件をすべて満たしているか。

企画財政課参事：資格要件を満たすことを確認し、6/5に結果を通知している。

常通委員：指定管理者選定の非公募の意味合いは。

公共施設マネジメント係長：現在指定管理者は、体育館、プール、勤労青少年ホーム、健プラ等、芽室町の社会体育施設の維持管理を一括で行っている状況。町民も慣れ親しんでいることから、今後も同様に一括で継続していきたいという考えでいる。審査委員会を設けて審査するものについては、あくまで本事業としてプールとそこに接続する勤労青少年ホーム、体育館の事業提案を求めている。オペレートまで入っている相手方もいるため、審査委員会で相手方を一度決めた上で、次に社会体育施設の指定管理者としてふさわしいかもう一段階踏むといった流れになる。

企画財政課参事：DBO方式で選定した運営管理者については、来年度からの社会体育施設の指定管理者として担っていただくということを基本方針に謳っている。

梶澤委員：審査委員会のメンバーについて。社会体育施設の業務に係るものであるが社会教育課長が入っていない。庁内3名の選定基準を伺う。

企画財政課参事：建設に係る部分が大きいため建設都市整備課長。全体の運営等事業費の部分で企画財政課長。副町長はそれ以外の全体を網羅するということに入っていている。民間委員の中にスポーツを通した町づくりをされた方がいるため、社会教育課長は入れていない。

橋本委員：今後地域住民の声を聴く機会は。

企画財政課参事：地域集会施設の今後の整備について、そういった機会を設けていきたい。プールに会議室を設置し地域の方に使ってもらうことで、使いやすいものであるという実感を受けたのであれば、今ある集会施設の課題として管理する人がなくなっていく現状、もしかしたら市街地の集会施設を手放すこともありえる。地域ごとの集会施設をどう建替えていくか、そこはプールの集会施設を使ってもらいながら、地域と協議を整備事業として進めていきたい。

渡辺委員：補助採択に関して1 km制限があったが、この基本計画どおりとなるのか。

企画財政課参事：プールの配置場所の変更、大きさも2,500 m<sup>2</sup>から2,000 m<sup>2</sup>に縮小し勤労青少年ホームを活用していくということで基本計画をまとめた。事業対象地は変わらず、事業者募集を行った。財源については大きく変わっておらず、補助対象になる予定。

梶澤委員：交付金の活用や、交付税措置を想定しているとのことだが、来年度以降の交付税の減額もあり得るといふ説明もあり、確実に見込めるのだろうか。

企画財政課参事：交付税であるため国の考えがある。確証はない。

梶澤委員：国の状況等についても報告をしていただきたい。

企画財政課参事：補助金協議の結果等、適宜報告していきたい。

委員長：以上で調査事項「ア 芽室町営水泳プール等整備事業について」を終了する。

#### イ 戸籍総合システム共同利用参加事業について

委員長：担当課から説明を求める。

住民生活課長：共同利用について、前回明確にできなかった部分を説明する。

住民係長：戸籍システム共同利用のメリットについて。

【セキュリティ水準向上】データセンターの戸籍システム及び戸籍データについては、集中監視、専門的な維持管理、外部からの侵入ができない専用回線による通信等、万全なセキュリティ対策が講じられている。

【災害対策】地震、火災、災害対策と万全な設備となっている。

【省スペース化】戸籍システム機器が少なくなるため、執務スペースの確保が図られる。

【追加参加が可能】北海道自治体情報システム協議会（以下「協議会」という。）の共同利用は既にシステム構築がされているため、各市町村の更新のタイミングで参加が可能になっている。以上により当該協議会の共同利用参加によるシステム機器更新としたもの。

道内における戸籍システム共同利用の状況について。今後参加の市町村を含め11団体78の市町村がシステムの共同利用によって戸籍事務を行っている。このうち2団体以外は本庁と同様のシステムにより運用している。

戸籍システムの共同利用グループへの参加順について。前回委員会で説明したとおり。

自庁設置した場合と共同利用した場合のコスト比較について費目ごとにまとめた。5年間の費用総額において、削減費用を見込んでいる。

事務負担と人件費の影響について。日・月・年次作業の軽減により年間約34時間事務負担軽減効果がある。前回の委員会で、共同利用に係るシステム費用負担について、各市町村間で違いがあるかという質問に対し、人口規模、戸籍管理件数により違いがあるものと考えられると答えたが、訂正する。操作端末の台数やオプション機能の追加、各市町村における出張所等に戸籍システムを導入する条件で金額は変わるが、共同利用に係る費用負担については、一律の設定となる。

戸籍システム更新に当たっての庁内検討について。当然高い安全性と万全のセキュリティ対策が講じられていることが前提条件である。これまでと同様に役場に戸籍サーバーを設置又は共同利用による更新で検討してきた。前回の他社の戸籍システムへの変更は検討したかとの質問であったが、データ変換費、システムソフト費等がかかり、戸籍システム機器の更新費用に加え、それと同額以上の費用がかかることが見込まれたため、現行システムのまま戸籍サーバー等の共同利用が可能な当該協議会の共同利用に参加するものとした。

戸籍システムの共同利用に当たってなぜ議会の議決が必要なのか。共同利用については、法務省が段階的にその管理方法について認めてきた経緯がある。平成27年に戸籍システムに係る戸籍サーバを民間データセンターに設置し、地方自治法に基づく事務委託により代表庁が戸籍事務の戸籍システムの管理及び執行に関する事務を処理することが認められた。芽室町はこの方法により、運営されている協議会の戸籍システムの共同利用に参加するため、代表庁である倶知安町に事務委託する必要があることから、事務委託に当たって地方自治法に基づく議会の議決を得ようとするもの。

戸籍システムの共同利用の仕組みについて。芽室町とデータセンターの間では外部から閉鎖されたネットワーク通信としているが、外部から侵入が不可能な専用回線で戸籍データの通信が行われる。倶知安町以外の町村も同様。代表庁である倶知安町は戸籍サーバーの管理作業として、日・月・年次としてそれぞれの作業を行う。芽室町と倶知安町の間で戸籍データの通信を行うことはない。

委員長：質疑を行う。

広瀬委員：共同利用の追加参加について、更新のタイミングで参加可能とのことだが、詳細を。

住民係長：各自治体のタイミング。今回でいうと芽室町の更新のタイミングとなる。

広瀬委員：共同利用グループについて、今後参加希望の市町村が増えてきたとき、例えば同管内の市町村でグループを再編することは可能なのか。

住民係長：システム自体の構成について技術的には可能と聞いているが、代表庁との事務委託に係る協議等、変更についても手続きに議決が必要であるため、相当の過程を踏む必要があるため再編はほぼ想定されていない。

広瀬委員：今後参加する自治体は第5グループになる等、追加されていくということ

か。

住民係長：そのとおり。

広瀬委員：戸籍事務は役所の基本の業務で、古くから重要であるものという認識を皆持っている。時代の流れから共同利用により事務の効率化を図るのは理解するところ。ただデメリットとして、様々なものが電子化されることによるサイバー攻撃等が危惧される。安心感がないと理解されないのでは。

住民生活課長：外部から閉鎖されたネットワークでの通信のため外部から侵入不可能となっている。データセンターにおいても、入退室管理や対人認証等のセキュリティ、災害においても自家発電装置、耐震構造になっているため安全性が担保されていると確認している。法務省においても、電子化が進んでいる中で順次共同利用を認めている。今回参加しようとしている協議会においても、平成 28 年度から実質的に稼働している実績を踏まえ、安全性が高いと認識している。

梶澤委員：当該協議会に加入していない自治体が、近隣町村で連合や共同利用するということなのか。

住民係長：当該協議会は戸籍以外のシステムの共同利用も行っており、資料に記載されていない自治体も加入しているため、加入しているからといって必ず参加しているということではない。11 団体が共同利用しているが、それぞれの地域で共同利用化にメリットがあるということで団体が構築され運用している部分と、平成 28 年か運営されてきた共同利用のメリットが大きいと判断し、随時参加した自治体もあり、団体の構成の歴史等とは一部考え方が違う。

梶澤委員：十勝では新得と陸別が既に加入しており、今後芽室町も共同利用に参加していくということだが、理想は十勝管内で連合を作り運営していくのがいいと単純に考えるが。

住民生活課長：元来、地理的要因や自治体間の関係性の中で、空知管内、道南方面からスタートしたもの。協議会は平成 27 年認められ後からできたもの。管内の協議はしていない。芽室町はシステム更新を迎えるため当該協議会に加入する判断としたが、戸籍の電子化を導入した時期、更新を迎える年がそれぞれの自治体で違うため、管内で一致するものではない。

梶澤委員：十勝管内で未加入の自治体はまだ多い。管内の広域連携は重要な課題であるため情報交換を行っていただきたい。

住民生活課長：管内では、法務局が主導し戸籍に係る協議会を組織している。定期的な情報交換等を行っている場があるため、今後も連携して情報を取り込みながら本町の今後の扱いについて判断していきたい。

常通委員：3 ページ資料の色分けの意味合いは。

住民係長：特にない。

常通委員：コスト比較について、これは 5 年間で 280 万円の削減という意味か。

住民係長：共同利用参加負担金の初回移行費用は初回にかかる費用のため単年となる。それ以外は月払いでかかるもの。

常通委員：3 月予算審査特別委員会において、年間 280 万円の削減という認識でいたが、5 年間で 280 万円という捉えで間違いないか。

住民生活課長：令和2年から令和7年までの5年間の比較として説明している。

常通委員：システムが移行するため運営をしっかりとしてほしい。

住民生活課長：機器更新を含め今回初めてのことになる。本庁舎移転のタイミングで整備していくため、協議会、業者等と連携しながら確実に令和3年1月から運用できるように万全を尽くす。

梶澤委員：大災害時、ブラックアウトの経験から、戸籍システムの対応はどのように行われるのか。

住民係長：東日本大震災を機に、戸籍自体のバックアップを国が副本データシステムを構築している。一部を加工して復元できるようなシステムにおいて、役場ごと流されるような災害に対し対応できる仕組が構築されている。ブラックアウト時では、札幌にあるデータセンターで無停電対策装置や自家発電等、止まらないように地震対策を取っている。芽室町がブラックアウトした際に、戸籍システムに供給する電源がない場合、戸籍事務は一旦停止する可能性はある。

梶澤委員：札幌市で大規模地震があり寸断された場合は、東京のデータを活用できるということか。

住民係長：一旦遮断されるだけで戸籍データ自体は破損されるわけではないので、一時停止ということになる。データセンターが壊滅したときは、全国に2か所といわれている副本データを管理するところから復元し、戸籍を再編製する作業に入る。

広瀬委員：「消えた年金」年金記録についてデータがなく紙から探した過去がある。共同利用で戸籍自体のデータが飛んでしまうということはないという認識でいいか。

住民係長：もともと紙で管理されていた戸籍は、コンピュータ化にあたっての承認は、法務省を通じての移行になり、戸籍が消滅することにはならないシステムである。

寺町委員：トラブルがあった場合。国ではスーパーコンピュータを導入しているということだが、その繋がりとは。

住民係長：その情報はこちらでは受けていない。

渡辺委員：今後懸念されるのが、何かあったときの責任の所在。サイバー攻撃にあった際、情報漏えいにより被害が生じた場合の最終的な責任はどこがとるのか。

住民生活課長：戸籍法により、責任は町長がとることになる。

委員長：以上で調査事項「イ 戸籍総合システム共同利用参加事業について」を終了する。

委員長：自由討議の必要はあるか。

(なし)

### 3 その他

(1) 次回委員会の開催日程について  
正副委員長一任とする。

(2) その他  
委員、議長、事務局ともになし。

以上をもって、厚生文教常任委員会を終了する。

傍聴者数	一般者	0名	報道関係者	1名	議員	0名	合計	1名
令和2年8月25日								
厚生文教常任委員会委員長 立川 美穂								